

— 必読 — 成績疑義の申請について

社会学部教務課

成績疑義は「成績に関する意味・内容がはっきりしないこと、疑わしいこと」に対し授業担当者に再確認を願い出ることです。

成績疑義申出用紙を提出する際には具体的に(第三者が見ても理解できるように)書いてください。

(成績評価はシラバス(講義概要)に書かれた「成績評価方法」により評価されます。申請しようとする科目の「成績評価方法」を確認の上、書いてください)。

記入例)

シラバスに書かれた成績評価方法

「平常点30点、小レポート(数回)30点、定期試験40点」の場合

1. 「平常点」について

「講義にはすべて出席し、グループワークでは積極的に発言しました」「2回欠席しましたが、次の講義終了後に教員に質問して講義内容の理解に努めました」など、出席回数以外にも具体的な事例をあげて書いてください。

2. 「小レポート」について

「5回すべての小レポートを提出した」「3回の課題のうち1回提出しなかったが、それ以外はすべて提出した」など、提出回数をあげてください。また、小レポートの内容についても、「1回目の小レポートのテーマは□□□□です。講義時に○○○○と説明されたことをもとに、××××といったことを中心に書きました」など、記憶する範囲で具体的に書いてください。なお、引用禁止のレポートで、引用してレポートを出された場合、点数の変更はされません。

3. 「定期試験」について

「△△△△についての穴埋め問題は10問すべて解答した」や「□□□□という論述問題では、講義時に○○○○と説明されたことをもとに、××××という自分の意見も入れて書いた」など、記憶する範囲で具体的に書いてください。

「自分では出来たつもりだが、点数が低いことに納得できない」「自分なりにしっかり解答を書くことが出来たのに、この点数には納得できない」という記載は主観的・感覚的であり、教員からの適切な回答をもらうことができないことから、書き直していただくこととなります。

以上の点を注意のうえ、申出用紙を提出してください。

以上

—参考—

成績疑義を申請する前に

社会学部教務課

成績疑義は自身が受けた成績評価を上げるために教員に対してアピールを行うものではありません。『もしかしたら変わるかも?』という感覚で申し出をしないでください。

以下、社会学部教務課における受理基準（目安）を記載しますので、必ず確認をしてから申請してください。

受理します	受理しません
履修登録をしている科目の成績が記載されていない。	担当教員に情状酌量を求めるもの。 （例：卒業できないと困る、就職先が決まっている等）
履修登録していない科目の成績が記載されている。	他の学生との対比上の不満を訴えるもの。 （例：〇〇さんと同じような内容の回答なのに〇〇さんより点数が悪い、〇〇さんは合格しているのに私は不合格だ等）
成績表にエラーがある。	具体的な根拠がなく、その評価になった理由のみを問い合わせるもの（自身の添削を求めるようなもの） （例：がんばったのになぜ不合格なのか、他の科目は 80 点以上なのにどうしてこの科目は 60 点なのか等）
その他、成績が明らかに間違っていると考えられる場合	「受理しない例（※）」に該当するようなケース

※受理しない例

- ・「定期試験の論述問題で字数をたくさん書いたのに点数が低い」
- ・「ちゃんと回答したのに点数が低い」
- ・具体的な説明ができない（問題を覚えていない、レポートの回数を覚えていない等）
- ・明らかにシラバスの成績評価基準とおりの採点がされているような点数の場合

■「レポート」が評価内容に含まれる科目の注意点

以下のようなことをしていないかも一度確認してください。

- ・引用元を明記していない
- ・インターネットの情報をそのままコピーしている
- ・他の学生のレポートを写している

以上